

平成 22 年 1 月 12 日

中央環境審議会総合政策部 環境影響評価制度専門委員会 様

風車問題伊豆ネットワーク
代表

風力発電施設建設を法アセスの対象とすることに関する要望書

私たちが住む伊豆半島では自然エネルギー推進の旗印の下に大型風車の建設が進み、すでに稼働中のもの、試験運転中のもの、計画中のものを合わせると 100 基に及びます。(資料 1)

試験運転を始めた 2 ヶ所の風力発電施設では、NEDOのマニュアルを無視し、環境影響評価による地元説明の前に補助金申請をするというやり方で事業が進められ、周辺住民は騒音や低周波音が原因と思われる健康被害や光害に苦しんでおります。

また、野生生物保護、景観等で問題点を指摘しても法アセスでないため、事業者の「影響は軽微」との評価が通ってしまい、自然公園や鳥獣保護区・崩落危険地帯指定地にかかるところで伐採・開削工事が進められております。

下記に申し述べる風力発電施設建設と稼働に伴う現状や問題点をご勘案の上、風力発電施設建設を環境影響評価法の対象として組み込んでくださるよう貴審議会に要望いたします。

記

- 一、風力発電建設に関わる事項に関し、自然への負荷を厳しく忖度し、環境影響評価法の対象とすること
- 二、環境影響評価書作成の各段階において情報公開を義務化し、住民の意見を十分に反映できる制度とすること
- 三、自然環境の改変を最小限にとどめるため、事後調査と回復措置の義務化を環境影響評価法に含めること

現状と問題点

1. 健康被害

CEF 伊豆熱川ウインドファーム(静岡県東伊豆町)では、平成 19 年末試験運転に入るとすぐに

周辺住民の間に心身の不調を訴える者が続出しました。

翌年4月8日ブレード折損事故による稼働停止を経て、平成21年2月より再稼働すると、幻覚、関節痛、鼻血、口内出血、集中力低下、睡眠障害、平衡感覚異常など症状は重篤化しました。苦しさには耐え切れず自宅から離れて車の中で夜を明かす者や、風車から離れたところに自費でアパートを借りる者、ついには事業者が避難所まで用意する事態となりました。

同年5月28日、またもやブレード破損事故が発生し、現在停止中、再開が迫っています。この間住民の多くは症状も消え、静かな生活に戻っていますが、心身の不調が解消せず、転居を余儀なくされた方もいます。転居しようにも不動産価格下落のため果たせず、再稼働の不安を抱えながら生活を続けている方が大半です。

なお、風車による健康被害を訴える被害者11名が、公害等調整委員会に原因裁定を求め、昨年7月に申請、受理されました。(資料2)

2. 自然破壊・景観上の問題

森林伐採 山容の改変

最近の風力発電施設は山岳部に建設されるため、搬入路、サイト建設のために膨大な森林伐採と山容の改変を伴います。資材運搬には幅5mの道路と法面が必要であり、C E F伊豆熱川ウインドファームの場合は町道拡幅工事によって、南伊豆石廊崎ウインドファームの場合はすべて森林伐採によってまかなわれています。その上、当初案から風車設置場所はしばしば変更され、そのたびに基礎の埋め戻しが行われています。さらに地下埋設を含む送電線、送電塔も新設され、水脈への影響、樹木伐採による保水力の低下、土砂流出など大規模開発による自然への負荷は甚大です。(資料3)

現在、東伊豆と河津町境に位置する三筋山においても、21基の風車建設が進行しております。水源への影響や先祖代々受け継がれてきた草原への愛着から反対の声が上がり、搬入路が変更されました。これによって水源や草原をとりあえずは守ることができました。新たな搬入路建設工事が進行中で、保安林解除申請が目前に迫っています。三筋山のみならず、再生エネルギー利用の名の下に林地開発、保安林解除の動きが各地で進行しています。大量の樹木を伐採することによるCO₂削減効果との矛盾を措くとしても、水源への影響などすでに現実化しており、土砂災害へのおそれも顕著です。(資料4・5)

とりわけ、保安林は日本人の叡智の中で歴史的に形成されてきた地域インフラであり、解除については、慎重な上にも慎重な扱いが必要であります。

景観

三筋山は雄大な天城山系の一部であり、県内随一の美しい草原を有し、眼下には伊豆七島がひろがる「伊豆の宝」として後世に受け継がれるべき景観です。訪れる人々を魅了せずにはいられない海岸線と海からの眺望を誇る南伊豆石廊崎にもすでに巨大風車17基が複雑に入り組んだ尾根に林立してしまいました。(資料6)

また、駿河湾越しに富士山や南アルプスが一望できる伊豆市達磨山にも風車建設計画があ

ります。伊豆は富士・箱根・伊豆国立公園に位置し、人々に自然の中での「癒し」を与え、観光に生きる町でもあります。自然公園内における風車建設は単にブレードの色を変えたり、ある一点での眺望を確保したりすればいいというものではありません。

里山・里海の価値が見直され、一方ではグリーンツーリズム、環境保全地区での入山規制も求められている今、風況さえよければ所かまわず巨大風車を林立させる施策は再考を要します。

3. 風車と生態系・人々の暮らし

バードストライクは風車による生態系を脅かす負の側面としてよく知られていますが、風車周辺では野鳥の生息数の減少や回避行動を取ることが確認されています。（資料7）

人間の生活圏と共にある東伊豆の風車近くのペットには、壁をかきむしる、夜中吠え続ける、むやみに噛み付くなどの異常行動が見られます。（資料8）人間に影響が出ている以上他の動物にも何らかの異変が生じることは当然予想されることです。

「風車が建ってから牛が流産する。また、発情が不定期になった」との証言（資料9）や肺溢血によるコウモリの大量死（資料10）、ヤギの大量死（資料11）など動物に及ぼす影響を示すデータも報告されています。

13基の大型風車建設計画がある伊豆市では風車ができれば、風車近くの鹿が逃げてくるのではないかと鹿の食害を心配する声が地元から上がっています。また建設計画地1キロで養鶏業を営む方も鶏への影響があるのではないかと不安を訴えています。伊豆市の場合、わさび栽培が主要な地場産業であり、工事によって水脈が断ち切られるのではないかと、或いは土砂の流入によりわさび田が壊滅してしまうのではないかなどを心配しています。

東伊豆天目ではビニールハウス内で作業をする農家の方はハウス内で気分が悪くなり、作業を休み休みせざるを得ない状態です。

このように風車建設は健康被害のみならず、生態系を乱し、その地で生活を営む人々の暮らしを直撃するものです。

1基100mを越えようとする巨大な構造物と高速で回るブレードが何をもたらすか、いまだ人類の知見は確立していません。そしてそのつけは風車近くの住民に及ぼされるのです。因果関係の特定できないものに対しては、まず「予防原則」が適用されてしかるべきです。

4. 手続きー アセスの方法と実施内容

昨年度までは自治体とNPOの一定規模以上の風力発電事業にはNEDOから、民間事業所には資源エネルギー庁から補助金が交付され事業が遂行されていました。その際、自治体とNPOによる建設にはNEDOのガイドラインが適用され、民間事業に関してはNEDOマニュアルの準拠が求められていました。

現行アセスの問題点

伊豆半島での実態

東伊豆町の CEF 伊豆熱川ウインドファームにおいては、「環境影響評価書案」の縦覧前に、地元区長と町長の同意を取り付け、資源エネルギー庁へ補助金申請書を提出し、補助金が交付されました。補助金交付決定前後に、周辺住民は隣町の自然保護団体からの連絡でこの計画をはじめて知らされました。石廊崎風力発電事業の場合も同様です。（資料 12）

NEDO のマニュアルに照らし合わせて、或いは常識的にも「環境影響評価書案」縦覧以前に資源エネルギー庁へ補助金申請書を提出というのでは、手続きなどないに等しいものです。

同様な動きは敦賀市と南越前市にまたがる CEF の補助金申請でも見られます。国は補助金の交付に当たり、同マニュアルに基づき又は準じて申請者に環境影響調査に基づいて地元住民との協議等を実施することを求めているはずですが、新エネルギー対策課では『事業者を信頼し厳密なチェックをしていないが、守らなくても法律ではないので強制できない』（資料 13）と述べています。周辺住民が気づき知らない間に計画が起こり、事業が進行することは、許しがたいことです。

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

従来、環境影響評価項目に関しては、評価項目として選定することが望ましいものとして騒音、電波障害、動物、植物、景観が、また、低周波音、地形及び地質、人と自然とのふれ合いの場については、備考に掲げる内容に該当する場合に評価項目として選定することが望ましいとされてきました。

ところが、今年度から補助金交付事業の実施主体が一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に変わり、地形及び地質、低周波音が評価項目から削られました。

地形及び地質は山岳部への風車建設が進み、開削に伴う自然災害への危険性も現実指摘され、また各地で低周波音が原因と思われる健康被害が訴えられている以上、調査項目から除外するのは極めて問題があると言わざるを得ません。

現行アセスの限界

事業者は出来るだけアセスに要する経費を少なくし、負担の軽減化を図ろうとしています。（資料 14）事業者側は、「自主規制の徹底を図ることにより、改善可能」（資料 15）との見解ですが、なぜ自主アセスで是とするのか、説得力はありません。

また「CO₂25%削減」という国際公約実現のためにも、迅速な風力発電の導入促進が必要」とも述べていますが、従来自然エネルギー推進と唱えさえれば、すべて許される風潮が少なからず事業者側にあったことは否めません。

大規模なウインドファームが全国各地で建設される中で、補助金に関する適正な執行に対する担保としてのみならず、大規模開削による環境への負荷を最小限にし、稼働後の影響を極力避ける意味でも、厳密なアセスの実施が必要です。

5. 地方分権と条例

地方分権の流れは、民主党政権樹立により加速し、最近では「地域主権」という言葉も飛び交っています。これに伴い「風力発電施設建設も条例で対応を！」と言う声も聞かれま

すが、そもそも条例があるのは、全国で5県と3政令指定都市に過ぎません。

また自治体によって風力発電建設・稼動に伴う負の側面へのフォローのばらつきが目立ちます。住民保護意識や環境保全意識の乏しいところでは、事業者の自然エネルギー推進、風車はエコというスローガンが罷り通り、恣意的事業に歯止めが掛かりません。

6. 住民同意の徹底と厳正な環境影響評価を

自然にやさしい、クリーンエネルギーを標榜する風力発電施設であるならば、まず情報公開を徹底し住民の同意を大切にしなければなりません。秘密裏にアリバイ的に縦覧公告が自治体広報に小さく載って、気がついた時には「後の祭り」というケースは東伊豆、南伊豆に共通しています。恐らく今まで風車建設がされた多くの地域でそのような事態が進行していたと思われます。

風力発電施設建設にあたっては、風車建設立地における手続きの厳正化、住民への健康被害を及ぼさない措置と生活権の侵害、地場産業への打撃、景観破壊、自然破壊をもたらさない歯止めが不可欠です。

貴委員会が「風力発電施設を環境アセスメント法の対象として検討すべきだ」とする中間報告をまとめられ、NHKの報道において、浅野委員長が「他の発電は対象なのに、風力発電だけ法的に何も無いのは筋が通らない」とおっしゃったことに大いに期待しているところです。貴専門委員会での賢明なご審議をお願いする次第です。